字中屋敷、字小宮ノ前、字宮園、字宮ノ下、字宮ノ前、字荒良鬼、字下地ヶ原、字木練、字場ノ本、字古野、字西山ノ下、字上ノ谷、字山口、字屋敷田、字堂園川原、字石山、字堂園前田、字奥山、字堂園、字西ノ塚、字寺ノ谷、字墓、字中ノ坪、字平原、字原田ノ谷、字室屋、字山椒ノ木、字原、字上原、字丸山、字トチノキノ上、字越當、字塚本前田、字塚本、字古賀、字トチノキ、字竹ノ内、字五反田、字長畑、字羽後屋敷、字羽後屋敷前、字フラノ、字一ノ瀬、字遠野、字飯野川原、字土掘、字柳瀬川原、字墓郷及び字飯野並びに犀川上伊良原字川屋、字ソトハカヘラ、字奥、字下ノ段、字柳瀬、字貴舟、字川上、字榎、字マトコロ、字向田、字カヤカ迫、字松尾、字小谷、字宮ノ上、字猿田、字善治川原、字善治、字川原、字城野、字大迫及び字川端地内

2　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原地内及び同町犀川上伊良原地内に施行する「二級河川祓川水系伊良原ダム建設工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に揚げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川祓川は、河川法第５条第１項により福岡県知事が指定した河川であり、同法第10条第１項の規定により、福岡県知事が河川管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

また、田川地区水道企業団及び京築地区水道企業団は、水道法26条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

二級河川祓川水系祓川（以下「祓川」という。)は、その源を福岡県、大分県境の英彦山山系にある鷹ノ巣山に発し、福岡県京都郡みやこ町の山間部を北流し、犬丸川、横屋川及び宮ノ下川の支川を合わせながら同県行橋市を貫流し周防灘に注ぐ、流路延長31.5㎞、流域面積66.4㎢の河川である。

祓川流域（以下、「当流域」という。)は、福岡県行橋市及びみやこ町の１市１町で構成され、古くから稲作を主とする農業によって支えられてきた地域であるが、かんがい用水の大部分を祓川に依存するなど、祓川は流域の社会、経済及び文化を支える重要な河川となっている。

しかしながら、当流域は、度重なる洪水による災害が発生しており、なかでも昭和54年６月の洪水では、総雨量が696㎜を超え、床上浸水34戸及び床下浸水273戸等の甚大な被害を生じている。

一方で、度重なる渇水被害にも見舞われており、平成６年は福岡県行橋市、豊前市、京都郡苅田町、みやこ町、築上郡吉富町、上毛町及び築上町の２市５町（以下「京築地域」という。)では祓川の井堰で農業用水が取水困難となり、稲が枯死するなど著しい渇水被害が発生している。

また、福岡県田川市、田川郡川崎町、糸田町、福智町の１市３町（以下「田川地域」という。)の上水道は、水道事業の水源として、主に遠賀川水系の表流水、伏流水及び地下水を水源として供給しているが、これらの既存水源の中には、水質が悪い水源があり、さらに、北九州市からの暫定的な分水（14,700㎥／日）を期限付きで受水しており、水道用水の安定的な確保が図られていない状況となっている。

さらに、京築地域の上水道は、水道事業の水源として主に耶馬渓ダムや油木ダムからの受水、中小河川の表流水、伏流水及び地下水に依存して供給しているが、これらの既存水源の中には、水質が悪い水源があり、また、度重なる渇水により取水不良の水源があるなど、水道用水の確保に支障を来しており、安定供給が図られていない状況となっている。

このような状況に対処するため、平成13年10月に「祓川水系河川整備基本方針」(以下「河川整備基本方針」という。)、平成16年12月に「祓川水系河川整備計画」(以下「河川整備計画」という。)に基づき、河川整備基本方針では、基準地点木井における基本高水のピーク流量を590㎥／秒とし、そのうち380㎥／秒を流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を210㎥／秒としている。また、河川整備計画において、概ね10年に１回の確率で発生すると予想される洪水を安全に流下させるよう、伊良原ダム建設や河川改修を行うことで、浸水被害の軽減を図ることとしている。本件事業は、この洪水調節施設として、「伊良原ダム建設事業全体計画書」(以下「ダム全体計画書」という。)により、伊良原ダム地点において最大となる流入量510㎥／秒のうち、390㎥／秒の洪水調節を行い、下流の基準地点木井において、計画高水流量を210㎥／秒に低減させることとしている。これを踏まえ、本件事業において、洪水期では9,000,000㎥の容量を確保することとしている。

一方、流水の正常な機能の維持を目的として、河川整備基本方針及び河川整備計画において、概ね10年に１回程度起こりうる渇水時においても、利水基準地点徳永で、かんがい期（６／11～10／10)1.37㎥／秒、非かんがい期（10／11～６／10）0.48㎥／秒を確保することとしている。これを踏まえ、本件事業において、11,000,000㎥の容量を確保することとしている。

また、平成２年10月に福岡県が策定した「田川地域広域的水道整備計画」及び「京築地域広域的水道整備計画」において、田川地域及び京築地域への水道用水を新たに確保する施設として伊良原ダムを位置付け、田川地区水道企業団においては、１日最大取水量27,000㎥／日、京築地区水道企業団においては、１日最大取水量10,000㎥／日を合わせた、１日最大取水量37,000㎥／日を確保することとしている。これを踏まえ、本件事業において、7,500,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、祓川の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設を行うものである。

本件事業の完成により、基準地点木井での年超過確率１／10年規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、祓川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、概ね10年に１回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能が維持され、人々の生活はもとより、多様な動植物の生息・生育環境の保全、河川の水質保全が図られる。さらに、田川地域及び京築地域への水道用水の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に与える影響については、起業者が、環境影響評価法(平成９年法律第81号）等に基づき実施し、平成17年３月に本件事業に係る環境影響の総合的な評価として、「伊良原ダム建設事業における環境保全の取り組み」を公表している。その結果によると、工事中の大気質、騒音、振動については、環境基準等を満足するものと評価され、ダム完成後の水環境については、ダム下流河川の水温上昇が予測されているが、選択取水設備を設置することとし、これらの措置を講じることにより、環境に与える影響は小さいと評価されている。